パブリックコメントにおける主な意見に対する回答

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 意見 | 回答 |
| **規準文書1**  3.3.1  3.4.2  7.2  **規準文書1**  **付属書3－3**  **規準文書３**  2.国際条約等  2.7  3.8  4.1 e), f)  e)  **ガイド文書3－1**  全般  個別意見  3．具体的なFPICのプロセス  **付属書2**  **規準文書3－1**  9.2  **規準文書4**  全般  3.15  6.4.9  **規準文書**  **5－1**  2.2.1.2  **規準文書**  **6－1**  4.2  **ガイド文書8**  2 | 森林管理認証取得者素材販売を行うことができること、その場合COC規準文書に基づくことを規定すべき  認証機関の引き継ぎが、認証有効期間の途中で行われる場合、初回の審査手続きが必要か  認証機関は、監査結果の各項目の評価内容を示したレポートを公表し、それらをSGECとしてサマリーレポートとしてWEBサイトで公表すべき  報告様式に①「プロジェクトマネージャー」②「プロジェクトメンバー」③「全体認証か、部分認証か」④プロジェクト期間」の欄を設けるべき  社会権規約、自由権規約、女子差別撤廃条約、児童の権利条約、拷問禁止条約、難民条約、移住労働者権利条約、障害者権利条約、強制失踪条約、ビジネスと人権に関する国連指導原則(UNGP)を加えるべき  なぜ、「管理材」を製品上に主張できないのか。できないのであれば、「又は製品上に直接」はPEFC規定にない表現であり削除すべき  林地の転用の定義は我が国の定義と異なるため削除すべし  PEFCの改正規格では、相互認証されたFM規格の主張を付して供給された原材料については、PEFC認証原材料として受け入れることが可能となったので、「100％SGEC/PEFC認証の主張を設ける必要はなく、｢100％SGEC認証｣で十分  COC取得者以外が除外されないことがわかるよう修正すべき  本手引きについては、その制定の手続き面で問題があるとともに内容についても欠陥があるので、FSCの原則3にある規準3-1から3-6の指標をみたすような手順、内容に変更すべき。  個別意見  （1）連絡及び協議の方法を含め同意のプロセスや方法について同意を得るべき。参加型の影響評価を行うべき  （2）　協議プロセスの開始を申し入れ、同意を得るとともに、その協議や同意のプロセスや方法についても、協議を通じて同意を得るべき  （3）先住民族については、権利主体であるので、ステークホルダーではなく、ライツホルダーとすべき。「十分な期間」を経過したかどうかは、ライツホルダー等との協議の上で確認し同意を得るべき  （4）意見・要望等がなかった場合には、協議の開始を求め、開始について同意が得られない場合には、同意が得られなかったものと判断すべき  （5）協議がまとまらなかった場合、FPICは得られなかった判断すべき  同意された手段、影響調査等の追加に加  え、「先住族としての土地権」を追加すべ  き  協議がまとまらない場合、あるいは、協  議が開始できない場合FPICは得られな  いと判断すべき  内部モニタリングは内部監査があるのだから、必要ないのではないか  「製品」は「原材料/製品」とすべき  森林プランテーションは人工林と定義すべし  「証材住宅」だけではなく、範囲を広げ、「木造建築物」とすべし  SGECのFM研修について伝達研修が可能である旨規定すべき  ガイド文書4-2において、プロジェクト認証の商標ラベルを規格段階で申請できるとなっているのに、本規定では、何の記載もない  苦情処理対応の責任者にSGEC監事が  なることは、SGEC定款上問題ではないか | 3.3.3として左記の意見を踏まえた規定を挿入  認証有効期間は５年であり、本来途中の引き継ぎは好ましくなく、引き継ぐ場合、初回審査の手続きが必要。ただし引き継ぐ機関から必要な情報が提供される場合には、改めて初回審査の手続きは必要ない旨規定  SGEC/PEFCジャパンとしては、規準文書１　付属書3-1,3-2,3-3の様式による報告を認証機関から受け、それらについては、求めがあれば、提供。WEBでの公表可能なシステムの導入については、財政状況も勘案しつつ引き続き検討  左記意見を踏まえるとともにPEFCの規定を勘案し、①「管理主体」②｢メンバー｣③「全体認証か、部分認証か」の欄を設ける。ただし、「プロジェクト期間」については、有効期間の概念がないので設けない。  森林認証における人権等の重要性を踏まえ、左記条約等を追加  **3.28**の注意書の通り「SGEC管理材」はあくまでも原材料であることを示す主張であり、製品上に主張することは、できない。このことが明確になるよう、左記の意見を踏まえ、**3.27**を以下の通り修正  **「**組織が原材料/製品に行う宣言で、販売及び納入書類に行うもの。具体的には、「ｘ％SGEC認証」及び「SGEC管理材」と表示。**」**  PEFC COC規定に「森林転換」の定義が新たに設けられたが、　　　その定義は森林を非林地と森林プランテーションに転換することとされおり、日本においては森林プランターションが当てはまらないため、森林を他の用途に変える場合の一般的な用語を踏まえ、「林地の転用」を設けたもの。  　なお、誤解を避けるため、PEFC規定の注意書を踏まえ、以下の注意書を挿入  　「在来種の植林又は直接的な播種又は/及び人為的な促進による更新で、伐採されたものと同じ優占種又は歴史的に存在していたその他の種への更新は「林地の転用」とは見なさない」  左記の意見を踏まえ、「SGEC/PEFC」の主張は規定しない  左記の意見を踏まえ、COC取得者が除外されていないことがわかるよう修正  本ガイドの制定にあたっては、アイヌ民族最大組織である公益財団法人北海道アイヌ協会からの要請を受け、同協会と数次に亘る協議を行うとともに、同協会の代表がアドバイザーとして参加した専門部会（現規格管理委員会）での議論を経て了承を得て制定されたものであること、また、昨年10月にはアイヌ施策推進法に基づく認定自治体である平取町のアイヌ施策推進課からの要請を受け、平取アイヌ協会、二風谷民芸組合等のアイヌ民族関係組織の会員等にもSGEC規格改定及び本ガイドの内容等について説明し意見を求めたが、異論がなかったことか  ら、制定の手続き及びその内容について問題はないと思慮。 ただし、具体的なFPICの手順については、「ステップの内容、実施順序は固定的なものではなく、アイヌの人々及び関連する組織との協議によって変更しるものであること」とされており、今後の実施過程で大きな問題が生じた場合には、適時、適切に対応  本付属書は、認証機関が規準文  書等に基づき審査を行う場合の  重要な項目を規定したもので、  ガイドと同様に必要な手続きを  経て規定したもので、原文維持  なお、権利等に関しては、規準文書３において、以下の規定をおこなっているところ  **6.3.2.1** 関連する森林管理単位（ユニット）係る財産権、樹木の所有権、土地の保有に関する取り決めに関して明確に規定され、文書化され、確立されていなければならない。同様に、森林に関する法的、慣習的、伝統的な権利については、明確化され、承認され、尊重されなければならない。  本付属書についても、ガイドと  同様の手続きの下、規定された  ものであり原文維持  なお、本審査手順については，  認証審査実施状況及び関係者  の意見を踏まえつつ，引き続き継続して検討することしている。  PEFC規定の改正で規定された項目であり、相互承認を得るためには、SGECとしても規定する必要あり  用語は、PEFC規定を踏まえ、input, input material→投入原材料、  output→生産品、material→原材料、product→製品  material/product→原材料/製品  としたもの  「プランテーション」という用語はPEFC規格の改正で導入されたもので、一義的には大々的な商業目的の外来種の植林地を意識したもので、日本の人工林には当てはまらないとの考え。日本における植林については、一般の規定で十分対応可能  左記の意見を踏まえ、「木造建築物」とする  左記の意見を踏まえ、SGECのFMについては伝達研修が可能である旨規定  左記の意見を踏まえ、「企画段階にあり、認証機関が認めるSGEC特定プロジェクトであること」を追加して規定  定款上の監事の役割の一つとして、「監事は、いつでも、理事及  び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び会計の状況の調査をすることができる。」となっており、SGEC/PEFCジャパンの主たる業務である規格の制定及びその運用管理に関する苦情処理を監事が責任者  として対応することは、問題なし。  一方、事務局長が責任者となることは、規格の制定とその運用管理を統括している関係上、苦情の対象の当事者との位置づけとなることから、適切でない |